

## 議案第15号

川崎市契約条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市契約条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年 2月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市契約条例の一部を改正する条例

川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 特定業務委託契約 神奈川県について決定された最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

特定業務委託契約に係る作業報酬の下限の額を定める際に勘案する額を地域別最低賃金額に改めるため、この条例を制定するものである。